平成２２年（フ）第２３２５号
京都市山科区小野荘司町36番地１　セフィラ山本102
破産者　大谷　和也
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３０号
京都市上京区西堀川通丸太町上る上堀川町134番地　堀川岡本ビル203号
破産者　石井美津恵
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３３号
京都市山科区川田前畑町18番地６　サンライフシティ101
破産者　近藤　　勉
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３５号
愛知県豊田市小坂町７丁目80番地三九朗病院、住民票上の住所愛知県豊田市山之手６丁目３番地１　サンシティ山之手104号
破産者　西田　正子
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４６号
京都府相楽郡精華町光台５丁目３番地６
破産者　向井　美江（旧姓曽根）
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
京都市左京区一乗寺里ノ前町85番地
破産者　緩詰八州子
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
京都市伏見区深草上横縄町10番地110
破産者　髙木　秀子（債務発生時の姓平井）
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
京都市南区久世東土川町200番地52
破産者　岡田由美子
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
兵庫県西宮市上田東町１番５号　関西電力第５鳴尾寮、前住所兵庫県尼崎市大西町１丁目３番20号
破産者　井上　幸俊
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目７番９―305号
破産者　谷原　宮子
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目７番27号　プチグレイス塚口壱番館101
破産者　大石　美鈴
１　決定年月日　平成23年４月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３０号
佐賀県唐津市西城内５番５号
破産者　松本　三男
法定代理人保佐人　松本　博三
１　決定年月日　平成23年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第９号
京都府綾部市位田町岩井63番地
清算株式会社　株式会社コーケン
代表清算人　山地　敏之
１　決定年月日　平成23年４月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（ヒ）第３０１７号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号
清算株式会社　KM土地株式会社
代表清算人　松岡　直樹
１　決定年月日　平成23年４月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第３０１２号
大阪市此花区北港白津１丁目11番52号
清算株式会社　ダイワフーズ株式会社
１　決定年月日　平成23年４月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第３０１９号
大阪府松原市西大塚１丁目４番10号
清算株式会社　株式会社フジモトバイオメディカルラボラトリーズ
１　決定年月日　平成23年４月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第９号
香川県坂出市川津町3347番地６
再生債務者　セルミ医療器株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区中之島２丁目２番２号　大阪中之島ビル８階　小松法律特許事務所　弁護士　小松陽一郎
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
静岡県伊豆の国市長岡1045番地の１
再生債務者　田中商会株式会社
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月20日から平成23年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
栃木県佐野市赤見町2009番地
再生債務者　セキノス株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月５日　　宇都宮地方裁判所

平成２１年（再）第１４号
大阪市北区豊崎５丁目６番２号
再生債務者　株式会社グルメパーク
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部